

事務連絡
令和3年7月6日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に
関する制度の周知等について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立したことを受けて、国土交通省より別添の通り周知依頼とパンフレットの送付がございました。

また併せて、環境省及び厚労省の大気汚染防止法石綿障害予防規則等についてのホームページのご紹介がありました。

つきましては、貴会所属企業に対し、周知の程よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 吉田

事務連絡
令和3年6月29日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 御中

(一社)住宅生産団体連合会 御中

(一社)住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
国土交通省住宅局住宅生産課

建設工事を実施する上での石綿の取扱いについて

平素は、建設行政の推進にあたり、ご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、第204回国会にて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立しました。石綿に関して、このような被害を二度と生じさせてはならないとの認識のもと、貴団体会員各位に対し石綿の適正な取扱いに万全を期すよう、周知に御協力をお願いいたします。

なお、石綿の取扱いについては、既に御存じのとおり大気汚染防止法及び労働安全衛生法（石綿障害予防規則）等に規定されているところです。環境省及び厚生労働省では、令和2年の同法令・同規則の改正等を受けホームページの充実が図られています。別紙のとおり、その概要を紹介いたしますので、詳しくは、それぞれのホームページを御活用ください。

問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 兼重
TEL 03-5253-8111（内線 24-733）

[環境省] [石綿（アスベスト）問題への取組](#)**[建物を壊すときにはどうしたら良いの？](#)**<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>**<主な内容>**

- (1) 建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿（アスベスト）の使用の有無を調査する必要があります。・・・(以下省略)・・・
 - ・現場におけるアスベスト建材の識別資料「目で見えるアスベスト建材」(国土交通省HP)
 - ・石綿（アスベスト）含有建材データベースについて（財団法人建材試験センターHP）
 - ・建材中の石綿含有率の分析関係情報（厚生労働省HP）

- (2) 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法に基づき、石綿の除去等に係る一連の作業を開始する14日前までに、都道府県等に届出を行い・・・(以下省略)・・・

■石綿の飛散防止対策（以下抜粋）

- ・大気環境中への石綿飛散防止対策について（届出や作業基準について解説）
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- ・令和2年大気汚染防止法改正チラシ、リーフレット
- ・一般向け建築物のアスベスト対策パンフレット「建築物のアスベスト対策」(国土交通省HP)
- ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル
- ・建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン

■令和2年大気汚染防止法改正関係情報**(省略)****■関係法令・資料**

- ・労働安全衛生法・石綿障害予防規則関係（厚生労働省HP）
- ・アスベスト廃棄物の処理等について（廃棄物処理法関係）
- ・建築基準法による石綿規制の概要（国土交通省HP 建築基準法関係）
- ・アスベストをはじめとする建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（国土交通省HP 建設リサイクル法関係）
- ・廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル

また地域によって独自の規制がある場合がありますので、都道府県等の窓口にご相談してください。

大気汚染防止法に関する届出窓口、問い合わせ先

[厚生労働省] [石綿総合情報ポータルサイト](https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

<主な構成>

■ トップ

- ・ 石綿則の改正ポイント
- ・ 早めの対策をお願いします（各種規制の施行開始スケジュールについて）
- ・ 1分で分かる石綿則の改正ポイント
- ・ 全国各地で講習会を実施しています
- ・ お知らせ

事業者の皆様へ

- 解体・改修工事を発注するみなさまへ
- 工事の元請業者のみなさまへ
- 改修・リフォーム業者のみなさまへ
- 解体業者のみなさまへ

作業に従事するみなさまへ

一般のみなさまへ

- 工事現場の近隣にお住まいのみなさまへ
- お住まいの解体・改修をご検討のみなさまへ

■ 石綿とは

■ 配布物のご案内

ポスター、リーフレット、カード

■ 補助金制度について

事務連絡
令和3年6月29日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 御中

(一社) 住宅生産団体連合会 御中

(一社) 住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
国土交通省住宅局住宅生産課

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に
関する制度の周知について（協力依頼）

平素は、建設行政の推進にあたり、ご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、今般、第204回国会にて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立しました。本法は、厚生労働省が所管し令和3年6月16日に公布され公布後1年以内に施行される予定です。国土交通省としても今後、制度の周知に協力して行くこととしており、貴団体におかれましては会員各位への周知に御協力をお願いいたします。

<厚生労働省ホームページ>

[建設アスベスト給付金制度について](#) > [リーフレット](#)

問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 兼重
TEL 03-5253-8111（内線 24-733）

昭和47年10月1日～平成16年9月30日の間に 建設現場で石綿にばく露し、 石綿関連の疾病を発症された 労働者、一人親方やそのご遺族の皆様へ

～建設アスベスト給付金制度が創設されます～
一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます。

趣旨について

令和3年6月9日に、議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、同月16日に公布されました。（施行日は、一部の規定を除き、法の公布の日から1年以内で、政令で定める日となっています。）

法の趣旨において、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図る旨が述べられています。

給付金及び追加給付金（給付金等）の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

- ① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- ② 石綿関連疾病にかかった
- ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

| 期間 | 業務 |
|-----------------------|------------------------|
| 昭和47年10月1日～昭和50年9月30日 | 石綿の吹付け作業に係る建設業務 |
| 昭和50年10月1日～平成16年9月30日 | 一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務 |

※ 表の期間及び業務は、最高裁判決を踏まえ定められたものです。

※ 石綿関連疾病：

- (1) 中皮腫
- (2) 肺がん
- (3) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- (4) 石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）
- (5) 良性石綿胸水

※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。

給付金等の支給の開始日

給付金等の支給開始については、法の公布（厚労省HP）の日（令和3年6月16日）から1年以内で、政令で定める日からとなります。開始日が決まり次第、厚生労働省ホームページ等でお知らせします。



給付金等の主要内容

給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。

厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

| | | |
|---|--|---------|
| 1 | 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者 | 550万円 |
| 2 | 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者 | 700万円 |
| 3 | 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者 | 800万円 |
| 4 | 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者 | 950万円 |
| 5 | 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者 | 1,150万円 |
| 6 | 上記1及び3により死亡した者 | 1,200万円 |
| 7 | 上記2、4及び5により死亡した者 | 1,300万円 |

※ 給付金を支給された後、症状が悪化した方には、請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）を支給します。

※ 石綿にさらされる建設業務に従事した期間が一定の期間未満の方、肺がんの方で喫煙の習慣があった方については、給付金等の額が1割減額されます。

給付金等の請求期限

給付金等については、①石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は②石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（③石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

0570-006031

※月曜日～金曜日 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）

※ご利用の際は、通話料がかかります。

I P電話など、一部の電話からはご利用になれません。

Q&A

Q 給付金等の請求手続はどのようにすればいいでしょうか。

法の規定により厚生労働大臣宛て請求していただくこととなりますが、詳細については検討の上、厚生労働省ホームページ等でお知らせします。

何卒ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

Q 給付金等を受けるためには、労災認定を受けていることが必要でしょうか。

あらかじめ労災の請求を行い、認定を受けていることは要件とはされておりませんが、労災認定による療養補償給付や休業補償給付などが受けられるため、労災認定の対象となり得る方は、労災の請求も御検討ください。

労災に関する詳細は、最寄りの労働基準監督署にお問合わせください。